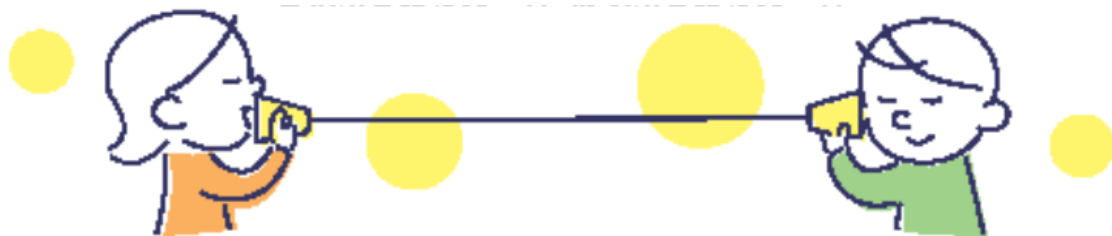


失語症のある方の 支援者になりませんか？



受講者募集

受講料：無料

失語症者向け意思疎通支援者養成研修とは？

失語症に対する知識や失語症の方とのコミュニケーションの取り方などを座学や実際に失語症の方々と接することで基礎から学びます。

この研修を通じて、言語的な能力を必要とする様々な実生活場面において、失語症者の意思疎通をサポートすることができる人材を育成します。

失語症って？

失語症は脳卒中などで起こる「ことば」の障がい、話すこと、聴くこと、読むこと、書くことが困難になります。これらのことにより、失語症の方は他者との会話、買い物、交通機関の利用など「ことばを使用する日常生活のほぼすべての場面」で困難さに直面します。知らない外国に旅行に行った時のような感覚をイメージすると分かりやすいかもしれません。

失語症者向け意思疎通支援者になったらどうなるの？

1. 本研修の修了者へは鳥取県から修了証が交付され、鳥取県が作成する修了者名簿に名前が登録されます。
2. 鳥取県内で失語症者を対象とした意思疎通の支援を実際に行うことができるようになります。主な支援の内容は、買い物や施設利用の手伝い、銀行・役所などでの各種手続きの支援、公共交通機関利用の支援、他者との会話支援、など内容は多岐にわたります。

令和7年度 鳥取県失語症者向け意思疎通支援者養成研修
研修カリキュラム（全7日）（受講料・テキスト代、無料）

月 日	時 間	内 容	場 所
8月17日（日）	10:00～16:00	・開講式、オリエンテーション ・失語症概論 ・意志疎通支援者とはなにか ・意志疎通支援者の心構えと倫理 ・コミュニケーション支援技法Ⅰ	鳥取県失語症者支援センター （米子市東町177東町ビル2階）
8月31日（日）	9:00～16:00	・身体介助の方法 ・身体介助実習 ・外出同行支援 ・外出同行支援実習	鳥取県失語症者支援センター （米子市東町177東町ビル2階）
9月14日（日）	9:00～16:00	・コミュニケーション支援実習Ⅰ ・コミュニケーション支援技法Ⅰ ・失語症のある人の日常生活とニーズ	鳥取県失語症者支援センター （米子市東町177東町ビル2階）
9月28日（日）	10:00～16:00	・外出同行支援実習	調整中
10月12日（日）	9:00～16:00	・コミュニケーション支援実習Ⅰ ・コミュニケーション支援実習Ⅰ ・外出同行支援実習	鳥取県失語症者支援センター （米子市東町177東町ビル2階）
10月26日（日）	9:00～16:00	・コミュニケーション支援実習Ⅰ ・コミュニケーション支援実習Ⅰ	鳥取県失語症者支援センター （米子市東町177東町ビル2階）
11月9日（日）	9:00～16:00	・コミュニケーション支援実習Ⅰ ・派遣事業と会話支援者の業務 ・閉講式	鳥取県失語症者支援センター （米子市東町177東町ビル2階）

※日程と会場は変更になる可能性があります（変更の場合は事前に連絡します）※駐車場料金は自己負担となります

募集資格・修了条件

- ・鳥取県内に在住・在勤・在学の方
- ・満18歳以上（令和7年4月1日現在）
- ・研修修了後、鳥取県が作成する研修修了者名簿に登録し、失語症者向け意思疎通支援者として活動ができる方

※修了条件：40時間の講義のうち8割以上の出席かつ実技出席及び確認テストへの合格

応募方法（申込期限 令和7年8月8日必着）

◆インターネットで応募する場合（PC・スマートフォン対応）
鳥取県失語症者支援センター（<https://www.tottori-shitsugosho.com/index.html>）
「失語症者向け意思疎通支援者養成研修」から申込みフォームへ進んでください。

◆ファックスで応募する場合
下の欄に必要事項をご記入いただき、FAX:0859-34-2303
（錦海リハビリテーション病院言語聴覚室）まで送信してください。
※受講の可否につきましてはメール等にてご連絡いたします



申込フォーム

ふりがな 氏 名	電話番号
	Mail（必須） @
生年月日 年 月 日（ 歳）	応募動機（簡単にお書きください）
〒	
住 所	

＜問い合わせ先＞
○失語症者支援センター（TEL：0859-21-5478 / eメール：tottorist.situgosien@gmail.com）
○鳥取県失語症者センターHP内「失語症者向け意思疎通支援者養成研修」ページ内の問い合わせ
フォームから問い合わせてください。